

## 富士見市建築行為等の制限に関する事務手続要領

(目的)

第1条 この要領は、土地区画整理法(昭和29年法律第119号。以下「法」という。)第76条の規定による建築行為等の制限に関する事務手続を定め、円滑な事務処理を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この要領は、富士見市内で施行される土地区画整理事業について適用する。

(対象行為)

第3条 法第76条第1項の規定により、土地区画整理事業の施行の障害となるおそれのある次に掲げる行為(以下「対象行為」という。)を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。

(1) 土地の形質の変更

(2) 建築物の新築、改築、増築又は曳家

(3) 工作物の新築、改築又は増築

(4) 移動の容易でない物件(重量5トン超)の設置又は堆積

2 前項の規定にかかわらず、次の対象行為は、市長の許可を要しないものとする。

(1) 建築物又は工作物の建築確認を要しない修繕又は模様替え

(2) 建築工事に伴うガス、電気、電話、水道又は下水道の引き込み管線類の設置

(3) 道路内構造物で、事業計画で定められた道路の将来管理者と協議済みの行為

(事務の所管)

第4条 法第76条の規定に基づく事務の所管は、次に掲げる場合に依り、当該各号に定める所管とする。

(1) 市施行の場合 当該土地区画整理事業を所管する事務所(以下「事務所」という。)

(2) 上記以外の場合 まちづくり推進課

(許可申請)

第5条 法第76条第1項の許可申請に係る申請者、申請書及び申請図書は、次のとおりとする。

(1) 申請者は施主とし、その代理人は施主が委任した者とする。

(2) 申請書は、許可申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)を使用し、代理人が申請する場合は、委任状を添付するものとする。

(3) 申請書に添付する申請図書は、次に掲げるものとする。

ア 案内図(都市計画図等)

イ 配置平面図(縮尺、方位及び敷地境界が明示されたもの)

ウ 仮換地証明書(仮換地指定後の場合に限る。)

エ 敷地の一部を利用する場合の位置関係が分かる図面

オ 構造詳細図(縮尺、間取り等が確認できるもの)(建築物その他工作物の場合に限る。)

カ 縦横断面図(土地の形質の変更及び物件の設置並びに堆積の場合に限る。)

キ 委任状(代理人が申請する場合に限る。)

ク その他市長が必要と認めるもの

(4) 申請者は、申請書と申請図書(正・副)を2部市長に提出する。

(許可等の通知等)

第6条 法第76条第1項の許可申請があったときは、当該申請内容を審査し、その可否を決定する。

2 前項の申請を許可する場合は、許可通知書(様式第2号)に許可内容を明記し、申請者に通知する。この場合において、法第76条第3項の規定により許可に条件を付す場合には、その条件を付記するものとする。

3 前項の申請を不許可とする場合は、不許可通知書(様式第3号)に許可しない理由を明記し、申請者に通知する。

(許可申請の取下げ)

第7条 法第76条第1項の許可申請後に、当該申請を取り下げる場合には、取下げ書(様式第4号)を提出するものとする。

(許可後の取り止め)

第8条 許可通知書の交付後に、その建築行為等を取り止める場合には、取り止め書(様式第5号)を提出する。

(法第76条第4項の処理)

第9条 法適用不利益処分個票(処分の概要原状回復等の命令)1処分の基準に係る通知は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

(1) 1回目の是正通知 施行者は、違反行為を行った者又は違反行為を行った者から対象物件の権利を継承した者に対し、様式第6号又は様式第7号の例により違反行為を是正する旨を記載した書面を通知するものとする。

(2) 2回目の是正通知 施行者は、前項の書面による1回目の是正通知を行ったにもかかわらず、是正しない場合は、様式第8号又は様式第9号の例により是正期限を定めた書面を通知するものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成30年5月17日から施行する。

様式第 1 号

許 可 申 請 書

(宛先) 富士見市長		年 月 日	
		住 所	
申請者 氏 名		印	
T E L			
土地区画整理法第 7 6 条の規定により下記の行為について許可を申請します。 この申請書及び添付図書に記載の事項は事実と相違ありません。			
代 理 人 住 所 氏 名		印	
		級建築士登録 第 号 T E L	
土地区画整理事業の名称			
申 請 行 為 の 場 所	仮換地指定前	富士見市	m <sup>2</sup>
	仮換地指定後	街区 画地	m <sup>2</sup>
申 請 行 為 の 種 類		1 土地の形質の変更 2 建築物の新築、改築、増築又は曳家 3 工作物の新築、改築又は増築 4 移動の容易でない物件(重量5トン超)の設置又は堆積	
申 請 行 為 の 概 要 及 び 地 域 地 区			
土 地 所 有 権 者 住所氏名及び土地使用承認印		印	
土 地 借 地 権 者 住 所 氏 名		印	
工 事 着 工 予 定 年 月 日	工 事 着 手 予 定	年 月 日	工 事 完 了 予 定 年 月 日

施 行 者 の 意 見	
----------------------------	--

施 行 者	受 付	市	受 付	許 可
	年 月 日 第 号		年 月 日 第 号	年 月 日 第 号

許 可 条 件 ・ そ の 他	
--------------------------------------	--

様式第 2 号

許 可 通 知 書

	許 可 番 号
	年 月 日
住 所	
申 請 者	
氏 名	様
	富士見市長 印
申請書及び添付図面に記載の事項は土地区画整理法第76条の規定により下記条件を附して許可する。	
条 件	

代 理 人 住 所 氏 名	級建築士登録 第 号 TEL		
土 地 区 画 整 理 事 業 の 名 称			
申 請 行 為 の 場 所	仮換地指定前	富士見市	m <sup>2</sup>
	仮換地指定後	街 区 画 地	m <sup>2</sup>
申 請 行 為 の 種 類	1 土地の形質の変更 2 建築物の新築、改築、増築又は曳家 3 工作物の新築、改築又は増築 4 移動の容易でない物件(重量5トン超)の設置又は堆積		
申 請 行 為 の 概 要 及 び 地 域 地 区			
土 地 所 有 権 者 住所氏名及び土地使用承認印			
土 地 借 地 権 者 住 所 氏 名			
工 事 着 工 予 定 年 月 日 完了	工事着手予定	年 月 日	工事完了予定 年 月 日

教示

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、埼玉県知事に対して審査請求をすることができます。

この処分については、上記の審査請求のほか、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁判)があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、富士見市を被告として(訴訟において富士見市を代表する者は富士見市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(なお、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁判)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁判)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。)

様式第 3 号

第 号  
年 月 日

住 所  
氏 名 様

富士見市長 印

不 許 可 通 知 書

年 月 日付で土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第76条の規定により申請のあった下記における建築行為については、次の理由により許可しませんので通知します。

申 請 行 為 の 場 所	仮換地指定前	富士見市	地 籍	m <sup>2</sup>
	仮換地指定後	街区 画地		m <sup>2</sup>
申 請 行 為 の 種 類		1 土地の形質の変更 2 建築物の新築、改築、増築又は曳家 3 工作物の新築、改築又は増築 4 移動の容易でない物件(重量5トン超)の設置又は堆積		

不許可理由

教示

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、埼玉県知事に対して審査請求をすることができます。  
 この処分については、上記の審査請求のほか、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、富士見市を被告として(訴訟において富士見市を代表する者は富士見市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。  
 (なお、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。)

様式第4号

年 月 日

(宛先)富士見市長

申請者 住所  
氏名  
電話

印

取 下 げ 書

年 月 日付にて土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第76条の規定によりおこなった、下記許可申請について、次の理由により取下げます。

申請行為 の場所	仮換地指定前	富士見市	地籍	m <sup>2</sup>
	仮換地指定後	街区 画地		m <sup>2</sup>
申請行為の種類	1 土地の形質の変更 2 建築物の新築、改築、増築又は曳家 3 工作物の新築、改築又は増築 4 移動の容易でない物件(重量5トン超)の設置又は堆積			

取下げ理由

様式第5号

年 月 日

(宛先)富士見市長

申請者 住所  
氏名  
電話

印

取 り 止 め 書

年 月 日付け許可番号第 号にて許可通知のありました、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第76条に関する下記申請については、次の理由により取り止めます。

申請行為 の場所	仮換地指定前	富士見市	地籍	m <sup>2</sup>
	仮換地指定後	街区 画地		m <sup>2</sup>
申請行為の種類	1 土地の形質の変更 2 建築物の新築、改築、増築又は曳家 3 工作物の新築、改築又は増築 4 移動の容易でない物件(重量5トン超)の設置又は堆積			

取り止め理由

番 号

年 月 日

住 所

氏 名

様

施行者名 印

原状回復について（通知）

あなたが行った下記行為は、土地区画整理法(昭和 29 年法律第 119 号)第 7 6 条第 1 項の規定又は第 3 項の規定により付した条件に違反するものであって、土地区画整理事業の施行の障害となっていますので、原状回復を行うよう通知します。

記

- 1 所 在 地
- 2 原状回復すべき行為の内容
- 3 原状回復の命令の権限を行使し得る根拠となる法令の条項  
土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 7 6 条第 4 項
- 4 上記の条項に規定する要件  
土地区画整理法 7 6 条第 1 項の規定又は第 3 項の規定により付した条件に違反
- 5 当該権限の行使が上記の要件に適合する理由
- 6 責 任 者

連 絡 先

事務所名

電話番号

番 号

年 月 日

住 所

氏 名

様

施行者名 印

違反建築物等の移転又は除却について（通知）

あなたが所有する下記建築物等は、（※各案件の違反状況を記載）、土地  
区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 7 6 条第 1 項の規定又は第 3 項の  
規定により付した条件に違反するものであって、土地区画整理事業の施行  
の障害となっていますので、当該物件の移転又は除却を行うよう通知しま  
す。

記

- 1 建築物等の所在地
- 2 移転又は除却すべき建築物等の表示
- 3 移転又は除却の命令の権限を行使し得る根拠となる法令の条項  
土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 7 6 条第 4 項
- 4 上記の条項に規定する要件  
土地区画整理法 7 6 条第 1 項の規定又は第 3 項の規定により付した  
条件に違反
- 5 当該権限の行使が上記の要件に適合する理由
- 6 責 任 者

連 絡 先

事務所名

電話番号

（注）移転又は除却のいずれかを記載する。

番 号

年 月 日

住 所

氏 名

様

施行者名 印

原状回復について（通知）

あなたが行った下記行為について、平成 年 月 日付け第 号をもって、原状回復を行うよう通知しましたが、いまだにあなたが自ら原状回復されていないため、土地区画整理事業の施行の障害となっておりますので、平成 年 月 日までに必ず原状回復してください。

なお、期限までに原状回復されていないときは、違反行為の是正措置について、土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 7 6 条第 4 項に基づく原状回復を命じるよう富士見市長に依頼することとなります。

記

- 1 所在地
- 2 原状回復すべき行為の内容
- 3 原状回復の命令の権限を行使し得る根拠となる法令の条項  
土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 7 6 条第 4 項
- 4 上記の条項に規定する要件  
土地区画整理法 7 6 条第 1 項の規定又は第 3 項の規定により付した  
条件に違反
- 5 当該権限の行使が上記の要件に適合する理由
- 6 責任者

連絡先

事務所名

電話番号

	番 号
	年 月 日
住 所	
氏 名	様
	施行者名 印
違反建築物等の移転又は除却について（通知）	
あなたが所有する下記建築物等について、平成 年 月 日付け第 号をもって、移転又は除却を行うよう通知しましたが、いまだにあなたが 自ら移転又は除却されていないため、土地区画整理事業の施行の障害とな っていますので、平成 年 月 日までに必ず移転又は除却してくださ い。	
なお、期限までに移転又は除却を完了されないときは、違反建築物等の 是正措置について、土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 76 条第 4 項に基づく移転又は除却を命じるよう富士見市長に依頼することとな ります。	
記	
1	建築物等の所在地
2	移転又は除却すべき建築物等の表示
3	移転又は除却の命令の権限を行使し得る根拠となる法令の条項 土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 7 6 条第 4 項
4	上記の条項に規定する要件 土地区画整理法 7 6 条第 1 項の規定又は第 3 項の規定により付した 条件に違反
5	当該権限の行使が上記の要件に適合する理由
6	責 任 者
	連 絡 先
	事務所名
	電話番号

（注）移転又は除却のいずれかを記載する。